

大仙市八乙女関連施設

指定管理者募集要項

大仙市八乙女交流センター
(大仙市八乙女温泉さくら荘を含む)
大仙市営八乙女球場
大仙市八乙女運動公園テニスコート

秋田県大仙市
教育委員会生涯学習部
生涯学習課中仙公民館
中仙支所市民サービス課

令和元年7月12日

大 仙 市 八 乙 女 関 連 施 設 指 定 管 理 者 募 集 要 項

大仙市（以下「市」といいます。）は、大仙市八乙女交流センター（大仙市八乙女温泉さくら荘を含む）、大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動テニスコート（以下「大仙市八乙女関連施設」といいます。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年大仙市条例第366号）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補団体を募集します。

1 募集する施設の概要等

（施設 1）

(1) 名 称 大仙市八乙女交流センター（大仙市八乙女温泉さくら荘を含む）

＊現在の大仙市八乙女温泉さくら荘が老朽化により令和元年度末をもって施設廃止となることから、令和2年度より大仙市八乙女交流センターの浴室を使用し、大仙市八乙女温泉さくら荘の日帰り温泉として大仙市八乙女交流センターに機能集約する。

(2) 所 在 地 大仙市長野字長野山88番地

(3) 施設の範囲

① 敷 地 面 積 5, 816. 40㎡

② 延 床 面 積 2, 938. 46㎡

③ 構 造 鉄筋コンクリート3階建

④ 施設・設備の内容 施設収容人数：61名

○管理棟【1階】693. 45㎡

事務室 小会議室 食堂 宿直室

エレベーター 交流ホール

浴室面積（男子9. 23㎡ 女子8. 96㎡）※

休憩室 1室（畳10. 8畳）※

トイレ※

機械室（ボイラー室）※

物置※

体育館（暖房あり）1088. 82㎡

渡り廊下 23. 27㎡

※は大仙市八乙女温泉さくら荘と共用

○研修棟【2階】566. 46㎡

研修室A（60名） 研修室B（20名）

研修室C（20名） 研修室D（24名／和室）

研修室E（12名／和室）

指導員室（宿泊定員1名）×2

交流ホール

○宿泊棟【3階】566. 46㎡

洋室（2名用9室）3名からソファベッド

特別室（1名用1室）2名からソファベット対応
和室（2名用2室）
和室（8名用2室）

○駐車場 1, 042. 00㎡（普通車20台）

⑤ 施設の設置年月日 平成19年9月1日

（施設 2）

（1）名 称 大仙市営八乙女球場

（2）所 在 地 大仙市長野字八乙女100番地4

（3）施設の範囲

① 敷 地 面 積 17, 835. 60㎡

② 建 築 面 積 867. 99㎡

③ 球 場 面 積 14, 638. 00㎡

④ 収 容 人 員 1, 996人

メインスタンド 996席

芝生スタンド 1, 000席

⑤ 施設・設備の内容 ○球場

両翼96m センター120m

スコアボード表示：磁気反転方式

ナイター照明4基

ダックアウト2室 選手控室4室

男子トイレ2室 女子2室

本部席 審判控室 審判更衣室

身体障害者用観覧席 身体障害者用トイレ

格納庫2室 倉庫2室

○多目的広場

アスレチック器具10基

⑥ 施設の設置年月日 昭和63年4月1日

（施設 3）

（1）名 称 大仙市八乙女運動公園テニスコート

（2）所 在 地 大仙市長野字八乙女100番地4

（3）施設の範囲

① 敷 地 面 積 4, 664. 00㎡

② コ ー ト面 積 3, 861. 00㎡

③ 施設・設備の内容 サンドグラスコート6面 更衣室

④ 施設の設置年月日 昭和63年7月1日

2 管理の基本方針

- 指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。
 - 施設1は、市民の交流及び学習機会を提供するとともに、生涯学習の振興及び心身の健康増進を図ることを目的とし、市民の心身の保養及び健康の増進を図り、併せて一般観光客の利用に供する休養施設とする。
 - 施設2及び施設3は、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康と体力の増進を図ることを目的とする。

3 指定管理者が行う管理の基準

- 指定管理者が管理を行う際の基本事項は、次のとおりとします。

(1) 開館日及び利用時間

施設番号	開館日	利用時間
施設1	毎週月曜日と12月28日から翌年1月4日、8月13日、同月14日の期間を除く毎日	八乙女交流センター 午前9時～午後10時 八乙女温泉さくら荘 午前9時～午後8時
施設2	4月1日から11月30日まで	午前5時～午後9時
施設3	4月1日から11月30日まで	午前5時～午後9時

*各施設の利用時間詳細については、施行規則に準じるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

- 指定管理者は、大仙市個人情報保護条例（平成17年大仙市条例第20号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしたり管理以外の目的に使用してはならない義務を負います。

(3) 情報公開

- 指定管理者は、大仙市情報公開条例（平成17年大仙市条例第18号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努める義務を負います。

(4) 関係法令等の遵守

- 指定管理者は、施設の管理を行うにあたっては、労働基準法などの関係法令や関係条例等の規定を遵守する義務を負います。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

- ・ 業務の範囲については、別添「大仙市八乙女関連施設管理業務の内容及び基準について」を参照してください。

なお、部分的な業務については、市の承諾を得たうえで他の事業者にも再委託することができるものとします。

(2) 指定管理者と市の責任分担

- ・ 指定管理者と市との責任分担は、別表1のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、互いに協議をして定めることとします。

5 指定管理者の指定期間

- ・ 指定期間は、原則として令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とします。

なお、この指定期間は、指定に係る市議会の議決後に正式な指定期間となります。

6 利用料金収入

- ・ 利用料については、指定管理者の収入とします。

また、この利用料金の額は、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が自ら定めることとなります。

- ・ 施設を利用する者が、条例、規則で規定する減免の対象者の場合は、利用料金について同様の減額又は免除をお願いします。

なお、基準費用額については、減免した後の利用料金収入を基に積算した金額となっております。

7 物品等の販売

- ・ 施設における物品等の販売については、別途協議とします。

8 業務にかかる経費

- ・ 大仙市八乙女関連施設の管理に要するすべての経費は、利用料金及び大仙市が支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

市が示す指定管理料の基準となる額は、別添「大仙市八乙女関連施設管理業務の内容及び基準について」において、基準費用額として示しています。

指定期間内に支払う指定管理料の額は、収支計画書において提示のあった額を基に双方確認の上、本協定を締結します。

指定管理料の支払方法等については、指定管理者と協議の上、年度ごとに締結する「年度協定」で定めることとなります。

なお、過去2年間及び今年度（見込）の大仙市八乙女関連施設の利用者数、収入及び施設維持管理費等については、別添「大仙市八乙女関連施設管理業務内容及び基準について」の資料を参照してください。

9 応募者の資格等

- (1) 応募者は、秋田県内に事業所を設置する法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）とします。
- (2) 応募者は、次に掲げる要件を満たす法人等とします。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - ② 指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 貴団体に課税される国税、都道府県税、市町村税、消費税等について、滞納せず全て納付していること。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
 - ⑥ ボイラー技師等施設管理に必要な資格を有する者を常駐させること。
- (3) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」といいます。）は、代表となる法人等を定めてください。

また、代表となる法人等は、大仙市内に事業所を設置（指定期間の開始の前日までに、大仙市内に事業所を設置する法人等を含む。）し、グループ応募の全ての構成員は（1）と（2）の要件を満たす必要があります。
- (4) 単独で応募した法人等がグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできません。
- (5) 応募者は、次に掲げる実績を満たす法人等とします。
 - ① 過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（例：体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有すること。
 - ② グループ応募の場合においては、過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

なお、グループ応募の場合においては、類似施設の管理運営の実績を有する法人等が中核となって、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務等を行うこと。

10 応募書類

- (1) 指定申請書（様式1）
 - ①申請団体の概要（様式1-1）
 - ②申請の理由（様式1-2）
- (2) 事業計画書（様式2-1～2-13）
- (3) 収支計画書（様式3） ※指定管理期間の各年度ごとに作成すること。
- (4) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、規約等これに準ずるもの）
- (5) 登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明書 ※申請前の3ヵ月以内に取得したもの
- (6) 団体の収支決算書及び事業報告書
 - ①貸借対照表、損益計算書（又は修正計算書） ※過去3事業年度分
 - ②事業（営業）報告書 ※過去3事業年度分
- (7) 直近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書
 - ①国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税等）
 - ②法人市民税等 ※大仙市内に本店・支店または営業所等がある団体
- (8) 上記のほか市長が特に必要と認める書類
 - ①役員名簿及び履歴書
 - ②主な株主または出資者の名簿
 - ③9応募者の資格等の（2）の⑥に示す資格を有している証明書類。
 - ④類似施設の管理実績を証明することができる書類
（指定管理者指定通知の写しや一部管理業務委託の契約書の写し等）
- (9) グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（書式1-1, 1-2） ※グループ応募の場合
- (10) 提出部数
 - ・ 正本 1部 副本 24部（コピー可）
A4フラットファイルに綴じて提出してください。
- (11) 留意事項
 - ① 必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ② 応募1法人等又は1グループにつき、申請は1件とします。
 - ③ グループ応募の場合には、構成団体ごとに、10応募書類の（1）①及び（4）～（8）の添付書類を作成してください。
 - ④ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格となります。
 - ⑤ 提出された書類の内容は変更することはできません。
 - ⑥ 提出された書類は返却しません。
 - ⑦ 提出された書類は原則として公表しません。ただし、指定管理者候補団体の選定、議会による指定管理者の議決のための資料その他必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
 - ⑧ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担となります。

⑨ 指定申請書提出後の辞退の場合は、辞退届（書式2）を提出してください。

11 応募の手続

・ 応募手続及びスケジュール等については、次のとおりとします。

(1) 応募書類の提出方法

・ 応募書類の提出は、持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

・ 大仙市教育委員会生涯学習部生涯学習課中仙公民館
〒014-0203 秋田県大仙市北長野字袴田95番地
電話0187-56-7200

(3) スケジュール

期 間 等	内 容
令和元年7月12日～	募集要項の配付
令和元年7月26日	現地説明会及び現地見学会
令和元年7月12日～8月2日	募集に関する質問書の受付
令和元年8月16日	質問に対する回答
令和元年8月19日～8月26日	応募書類の受付

(4) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ② 応募者は、可能な限り現地説明及び現地見学会に参加するようにしてください。参加する場合は、前日の午前中までに参加申込書（書式3）の提出が必要です。
- ③ 募集に関する質問は、質問書（書式4）により行ってください。郵送（受付期限まで必着）、ファックス、Eメールのいずれも受付いたしますが、電話、口頭による質問は受付しません。
- ④ 質問に対する回答は、市のホームページに掲載いたします。

12 指定管理者の候補団体の選定

(1) 指定管理者の候補団体の選定は、市長が行います。

(2) 応募者の審査は、市長の附属機関として設置する指定管理者選定委員会が、次に示す審査項目により行います。

- ① 施設の設置目的及び管理方針との整合性
- ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
- ③ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ④ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
- ⑤ 施設の維持管理の内容、適格性、効率性及び実現の可能性
- ⑥ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ⑦ 安定的な運営（人的及び経理的基盤）

- ⑧ 類似施設の運営実績
 - ⑨ 地域雇用
 - ⑩ 法令等の遵守
 - ⑪ 緊急時
 - ⑫ 自主管理評価
 - ⑬ その他
- (3) 審査は、提出された事業計画書等により審査を行います。
応募者（団体）は指定管理者選定委員会に出席し、提案内容の説明を行うもの
とします。
- (4) 選定結果の通知は、令和元年10月中旬ごろまでに文書で通知します。
- (5) 選定委員会の審査結果については自社の審査結果のみを開示し、他の申請団体
の審査結果は開示しないこととします。

13 指定管理者の候補団体の選定後の手続等

- (1) 候補団体と市との協議
- ・ 候補団体と市は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った
場合には、この内容に係る候補団体からの承諾書の提出をもって仮協定としま
す。
この場合、市は、必要に応じて候補団体の提案に対し、提案内容の趣旨を変
更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補団体はこの求
めに対し協議に応じなければなりません。
また、候補団体と市との協議が整わない場合は、選定委員会において次点と
なった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行うこととなります。
- (2) 指定管理者と市との協定締結
- ・ 指定管理者の指定に関する事項について議会の議決を経て、候補団体を指定
管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本
協定」と年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

14 指定管理者の評価及び指導

- (1) 大仙市八乙女関連施設施設の効果的かつ効率的運営を確保するため、指定管理
者の業務実施状況やサービス等について評価を行います。評価の結果、施設の運
営について改善等必要な場合は、指定管理者に対し、指導、助言、協議を行い、
これに従わない場合は指定の取り消しを行うことがあります。
- (2) 指定管理者は、評価にあたって市が求める資料については、遅滞なく提出する
ものとし、
- (3) 評価結果については、ホームページに公開します。

15 留意事項

- (1) 指定管理者が、指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況等の
悪化等により事業の履行が確実にないと認められるときや社会的信用を著しく損

なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない、又は協定を解除することがあります。

- (2) 市は、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者としての業務の継続が困難と認められるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償を求めることがあります。
- (3) この応募に関し、応募者が選定委員に接触することはできません。接触の事実が認められる場合は、失格となることがあります。
- (4) 原則として、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

16 問い合わせ先

- ・ 大仙市教育委員会生涯学習部生涯学習課
〒014-0062 大仙市大曲上栄町2番地16号 大曲図書館内
電話0187-63-1111（内線339）
メールアドレス kyouiku-syo@city.daisen.akita.jp

(別表1) 大崎市八乙女関連施設リスク分担表

種類	内容	負担者		備考
		市	指定管理者	
募集及び応募等	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	○		
	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○	
	申請に関して必要となる費用		○	
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		○	
運営費用の上昇	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	○		消費税、地方消費税等
	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による費用の増加		○	法人税等
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		○	「特記事項」参照
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入の減少		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事故、犯罪発生等		○	
施設・設備 (八乙女交流センター) (八乙女球場) (八乙女運動公園テニスコート)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	
備品・消耗品 (八乙女交流センター) (八乙女球場) (八乙女運動公園テニスコート)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	備品の更新	備品更新時の責任分担については備品一覧に定める。新たに購入した備品の責任分担については購入時に決定することとする。		
	備品一覧に上がっていない1件10万円以上の備品の新規購入	協議		
	備品一覧に上がらない1件10万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	
施設・設備 (八乙女温泉さくら荘)	経年劣化等による1件50万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件50万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	

種 類	内 容	負 担 者		備 考
		市	指定 管理者	
備品・消耗品 (八乙女温泉さくら荘)	経年劣化等による1件20万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件20万円以上の修繕	○		
	備品の更新	備品更新時の責任分担については備品一覧に定める。新たに購入した備品の責任分担については購入時に決定することとする。		
	備品一覧に上がっていない1件20万円以上の備品の新規購入	協 議		
	備品一覧に上がらない1件20万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	
保険の加入	指定管理施設の火災保険の加入	○		
	施設利用者に係る保険の加入	○	○	それぞれの責任において保険に加入すること
	自主事業の実施に係る保険の加入		○	
管理運営上の事故等に 伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	市が求償権を行使
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
不可抗力(※1)	不可抗力による施設設備の復旧費用	○		
	不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	協 議		「特記事項」参照
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に関する撤去費用		○	
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係る費用		○	

※1 不可抗力:天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更及びその他(突発的な施設設備の不具合等)など、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的または人為的な現象

【特記事項】

1. 市が実施または要請する事業等への対応

- (1) 市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。
(例)緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

2. 不可抗力による指定の取り消し

- (1) 市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。
- (2) 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。

3. 大規模修繕等に係る対応

- (1) 不可抗力による緊急的な大規模修繕、又は計画的な改修等が必要となり、施設の開館に影響を及ぼすこととなった場合における管理費及び利用料金収入等の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。
- (2) 前項の協議によって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則とする。

4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応

- (1) 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

大仙市八乙女関連施設管理業務の内容及び基準について

- (施設 1) 大仙市八乙女交流センター
- (施設 2) 大仙市営八乙女球場
- (施設 3) 大仙市八乙女運動公園テニスコート

1 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとする。

「大仙市八乙女関連施設の管理業務等を実施するための基準を示すものである。

指定管理者は業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常または定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。」

2 管理業務に関する事項

(1) 管理業務の概要

①組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

②受付・案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

③利用実績等

毎月の利用実績（利用人数、利用率、利用料金収入等）を明らかにするための必要な帳簿を作成すること。

④緊急時の対応

ア 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し的確に対応すること。

⑤管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙1のとおりである。

(2) 事業計画書及び報告書の提出

①事業計画書等の提出

毎年度末までに、翌年度の下記事項を含む管理に関する事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施計画
- ウ 利用者数の計画
- エ 管理に係る経費の収支計画
- オ 自主事業の実施計画に関する事項
- カ その他指示する事項

②業務報告書等の提出

毎月の業務の実施状況及び収支の状況等について、その翌月の10日まで報告すること。

③事業報告書等の提出

毎年度終了後60日以内に、下記の内容について事業報告書等を提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施状況
- ウ 利用者数の実績
- エ 管理に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ その他指示する事項

(3) 施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について

①施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について報告すること。

②自己評価

上記①の結果及び利用実績の分析により自己評価を行うとともに、その改善策を事業報告書とあわせて報告すること。

(4) 区分経理について

①区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理すること。

②収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切に管理すること。

3 保守管理及び施設設備等に関する事項

(1) 保守管理業務

施設における活動に支障をきたす事態が生じることの無いよう、保守管理体制を整備すること。

現在行っている、設備、機器等の保守管理業務は、別紙2のとおりである。

(2) 保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する総合賠償保険に加入する。

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合や、自主事業の実施において、自らの瑕疵・過失に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合又は、市からの求償等に備え、指定管理者が必要と考える範囲で保険（履行保証保険、施設損害保険、第三者への損害賠償等）に加入すること。

(3) 施設設備及び備品

①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとこと。なお、不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項のリスク分担表（別表1）の定めに従い対応すること。

②新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

③備品の一覧については、別紙3を参照すること。

(4) 修繕

①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

(5) 関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

(6) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障が発生したときは、速やかに市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合または軽微な事故・故障等の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずること。

(7) 関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条

例、規則等を遵守すること。

4 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

(2) 市からの指示等への対応

①市から、施設の管理及び経営状況及び施設の現状等に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うこと。

②市が実施または要請する事業等への対応は積極的かつ主体的に対応すること。

(例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

③市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及び助言があった場合には、これに従うこと。

(3) 災害等非常時の対応

①災害等の非常の事態が発生した場合は、避難所として指定の有無にかかわらず、市からの指示により施設を使用させるものとする。

②市と指定管理者は有事に備え、避難所等の開設、運営が円滑に行えるよう事前に協議するとともに、避難所等開設時には、運営に協力すること。

(別紙1)

大仙市八乙女関連施設 管理業務一覧

(施設1) 大仙市八乙女交流センター

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検	施設内外の巡回・設備点検	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内	毎日	(施設1～3)の業務を集約し、一元管理する。
利用申請書等の受付	利用申請書等の受付及び許可証の発行		
利用料金収受・管理	利用料金の収受及び領収書の発行		
利用状況	利用者等を庶務日誌へ記載		
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車場等の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	適宜	
館内清掃	ホール廊下等・トイレ・脱衣所 宿泊室・研修室・体育館・浴室 他	毎日	
館外清掃	玄関周り・施設周り等	毎日	
浴場清掃点検	脱衣所・浴場の点検	毎日	
食事提供	大仙市中仙料飲店組合と契約し、仕出しによる提供を行っている。	適宜	予約時
浴場清掃点検	脱衣所・浴場の清掃点検	毎日	さくら荘
ボイラー室監視	ボイラー室の監視	毎日	さくら荘
受付業務	受付及び案内	毎日	さくら荘
入浴券販売	入浴券を販売、利用者の監視	毎日	さくら荘

* 月例業務 (毎月定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用者数及び利用料金等の報告	1回	(施設1～3)の業務を集約する。
光熱水費等の支払い	電気料、簡易水道料、電話料等の支払		
浴槽内の清掃	浴槽内の湯を落として清掃点検	2回	さくら荘
館内設備保守管理	館内全般の設備保守管理	1回	さくら荘

* 年間業務 (年間を通じて定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
年間計画の作成	事業計画書の作成・報告	1回	(施設1～3)の業務を集約する。
年次報告	事業報告書等の作成・報告		
委託業者等との契約等	委託業者との協議及び契約		

積雪対策	体育館側駐車ポールと雪囲いの取付け・取り外し（食堂）	1回	
駐車場等の除雪	施設出入口、駐車場等の除雪	適宜	雪庇処理は頻繁に行うこと。
雪下ろし	交流センター・体育館・玄関ポーチ上・駐輪場等積雪状況に応じて全ての建築物		

（施設2）大仙市営八乙女球場

* 日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検・清掃	施設内外の巡回、設備点検、清掃	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車場等の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	毎日	
グラウンドの整備等	グラウンド整備及び外野芝の整備等	適宜	

（施設3）大仙市八乙女運動公園テニスコート

* 日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検・清掃	施設内外の巡回、設備点検、清掃	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車場等の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	毎日	
テニスコートの整備	テニスコートの整備等	適宜	

(別紙2)

大仙市八乙女関連施設保守管理業務一覧

現在、大仙市八乙女関連施設において実施している保守管理業務及び業務委託先は、次のとおりです。

(施設 1) 大仙市八乙女交流センター

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設管理業務	むつみ造園土木 (株)	年間	
清掃業務	むつみ造園土木 (株)	年間	
宿泊室清掃業務	むつみ造園土木 (株)	適宜	
警備業務	セコム (株)	年間	
自家用電気工作物保安全管理業務	高橋電気管理事務所	年間	
防火対象物定期点検業務	セコム (株)	年2回	
浄化槽法定検査	(株) 秋田県総合保険事業団	年1回	
浄化槽維持管理業務	(有) 中仙衛生社	年間	
エレベータ保守点検業務	SECエレベータ (株)	年間	
自動ドア保守点検業務	寺岡ファシリティーズ (株)	年間	
環境衛生管理業務 (塩素・水質)	(株) 友愛ビルサービス	年間	
消防設備保守点検	セコム (株)	年2回	
ばい煙測定業務	(株) 友愛ビルサービス	年2回	
除排雪業務	むつみ造園土木 (株)	適宜	
樹木選定業務	むつみ造園土木 (株)	適宜	
地下貯油槽漏洩検査業務	(株) 友愛ビルサービス	3年に1回	H30年度実施
エアコン保守点検業務	(株) 友愛ビルサービス	年間	
遠赤外線暖房機保守点検業務	むつみ造園土木 (株)	年間	
真空温水機保守点検業務	(株) 友愛ビルサービス	年間	
浴槽循環濾過器保守点検業務	(株) 友愛ビルサービス	年間	
事業系廃棄物収集運搬業務	(有) 中仙衛生社	年間	
寝具・リネン賃貸借	秋田基準寝具 (株)	年間	
掃除道具	むつみ造園土木 (株)	年間	
自動販売機一式 (9台)	ネオス (株)、(株) みちのくコココーラ、 (株) (有) 平鶴商店、(有) 伊藤食品販売、 (株) サンベンディング横手	年間	
券売機保守	みちのく自動販売機サービス (株)	年間	さくら荘
温泉制御盤保守点検	(株) 友愛ビルサービス	年2回	さくら荘

(施設 2) 大仙市営八乙女球場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設管理業務	むつみ造園土木(株)	8ヶ月	
自家用電気工作物保安管理業務	高橋電気管理事務所	年間	
消防設備保守点検業務	セコム(株)	年2回	
防火対象物定期点検業務	セコム(株)	年1回	
球場整地及び外周草刈業務	むつみ造園土木	6ヶ月	
スコアボード設備保守点検業務	松下電工エンジニアリング	年1回	
浄化槽法定検査	(株)秋田県総合保険事業団	年1回	
浄化槽維持管理業務	(有)中仙衛生社	年間	
芝維持管理業務	むつみ造園土木(株)	7ヶ月	

(施設 3) 大仙市八乙女運動公園テニスコート

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設管理業務	むつみ造園土木(株)	8か月	

(別紙3)

(施設1) 大仙市八乙女交流センター 備品一覧

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	会議用テーブル KT - 900シリーズ	コクヨ	6	H19	○		
2	肘付きチェア (背座別色)	コクヨ	8	H19	○		
3	回転黒板	コクヨ	2	H19	○		
4	液晶テレビ (16型)	シャープ	1	H19	○		
5	電子レンジ	シャープ	1	H19	○		
6	冷蔵庫	シャープ	1	H19	○		
7	3人用ロッカー	コクヨ	3	H19	○		
8	2人用ロッカー	コクヨ	1	H19	○		
9	アームチェア	コクヨ	2	H19	○		
10	3人掛けアームチェア	コクヨ	1	H19	○		
11	センターテーブル	コクヨ	1	H19	○		
12	パンフレットラック	ウチダ	1	H19		○	
13	ペーパーハンガー (新聞)	コクヨ	1	H19		○	
14	肘付きチェア(背座別色)	コクヨ	4	H19	○		
15	クロスパネル (Pin)	コクヨ	2	H19	○		
16	NEX 両袖デスク K - 147 - 2P - 4MG/PG	ウチダ	1	H19	○		
17	NEX 方袖デスク K - 127 - 3MG/PG	ウチダ	4	H19	○		
18	事務用チェアパフォーマ s f シリーズ	プラス	1	H19	○		
19	事務用チェアパフォーマ s f シリーズ	プラス	4	H19	○		
20	NEX 脇デスク K - 047 - 3MG/PG	ウチダ	2	H19	○		
21	引違い書庫 (上置用)	プラス	1	H19	○		
22	引違い書庫 (下置用)	プラス	1	H19	○		
23	浅型書庫ベース	プラス	1	H19	○		
24	オープン	コクヨ	1	H19	○		
25	トレーユニット (A4深・A3コンビ)	コクヨ	1	H19	○		
26	シングルベース	コクヨ	3	H19		○	
27	3枚引き違い戸	コクヨ	1	H19	○		
28	小型耐火金庫 (ダイヤルタイプ)	プラス	1	H19	○		
29	ホワイトボード (月別予定表・横)	プラス	1	H19	○		
30	ビジネスキッチン	プラス	1	H19	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
31	カードラック	コクヨ	1	H19		○	
32	卓上パンフレットスタンド	ライオン	2	H19		○	
33	マルチシュレツダー	コクヨ	1	H19	○		
34	タイムレコーダー	コクヨ	1	H19	○		
35	テプラ 「PRO」	キングジム	1	H19		○	
36	液晶テレビ (20型)	シャープ	1	H19	○		
37	ワイドペール 800 (カギ穴付き)	テラモト	2	H19	○		
38	パンフレット掲示ラック	ウチダ	1	H19	○		
39	オブリークアーバンC (傘立)	テラモト	1	H19	○		
40	シューズボックス (中棚)	コクヨ	2	H19	○		
41	シューズボックス (中棚・通し棚)	コクヨ	1	H19	○		
42	シューズボックス (中棚・長靴対応)	コクヨ	3	H19	○		
43	6人用コインロッカー	コクヨ	1	H19	○		
44	フロア機能付乾湿両用クリーナー	プラス	1	H19	○		
45	スリッパ		100	H19		○	
46	木製ビジネスキッチン①	プラス	1	H19	○		
47	木製ビジネスキッチン②	プラス	1	H19	○		
48	ディスプレイスタンド	ソニー	2	H19	○		
49	ウォータークーラー	コクヨ	1	H19	○		
50	液晶テレビ (40型)	ソニー	2	H19	○		
51	ダイニングテーブル (6人用)	演漆	5	H19	○		
52	ダイニングテーブル (4人用)	演漆	4	H19	○		
53	ダイニングチェア	演漆	40	H19	○		
54	ジュニア椅子	オリバー	2	H19	○		
55	座卓	オリバー	6	H19	○		
56	衝立	オリバー	4	H19	○		
57	電子レンジ (業務用)	ナショナル	2	H19	○		
58	冷蔵庫	シャープ	1	H19	○		
59	スツール (藤製椅子)	演漆	6	H19	○		
60	縁台 (ベンチ)	オリバー	2	H19	○		
61	体組成計インナースキャン50	タニタ	2	H19	○		
62	扇風機 スタンドタイプ	ナショナル	2	H19	○		
63	ドライヤー (白)	ナショナル	6	H19		○	
64	会議用テーブル KT-900シリーズ	コクヨ	25	H19	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
65	会議用イス(ウィティ)	コクヨ	75	H19	○		
66	チェアーポーター	コクヨ	3	H19	○		
67	講演台		2	H19	○		
68	避難ばしご(ケース付き)		1	H19	○		
69	フロアスタンドスクリーン	ウチダ	1	H19	○		
70	会議用イス(ミラシオ)	ライオン	20	H19	○		
71	会議用テーブル KT-900シリーズ	コクヨ	10	H19	○		
72	会議用イス(ウィティ)	コクヨ	20	H19	○		
73	クロスパネル(Pin)	コクヨ	2	H19	○		
74	和机	コクヨ	12	H19	○		
75	姿見	オリバー	1	H19	○		
76	シェルサイドチェアDSR	ヤマザワ	9	H19	○		
77	アルミテーブル	アスベル	1	H19	○		
78	クロスパネル(Pin)	コクヨ	2	H19	○		
79	パンフレットスタンド	コクヨ	1	H19	○		
80	フェイスミラー	オリバー	2	H19	○		
81	木製脚イス	コクヨ	2	H19	○		
82	パーソナルノンフロン冷蔵庫	ナショナル	2	H19	○		
83	ベット(ヘッドレス・ポケットコイル)	オリバー	2	H19	○		
84	木製脚イス	コクヨ	9	H19	○		
85	フェイスミラー	オリバー	9	H19	○		
86	ナイトテーブル	オリバー	9	H19	○		
87	ベット(ヘッドレス・ポケットコイル)	オリバー	18	H19	○		
88	ソファークラッド	コクヨ	9	H19	○		
89	木製脚イス	コクヨ	1	H19	○		
90	フェイスミラー	オリバー	1	H19	○		
91	ナイトテーブル	オリバー	1	H19	○		
92	ベット(ヘッドレス・ポケットコイル)	オリバー	1	H19	○		
93	ソファークラッド	コクヨ	1	H19	○		
94	ミラー	オリバー	2	H19	○		
95	座卓	オリバー	2	H19	○		
96	座椅子	オリバー	4	H19	○		
97	座卓	オリバー	4	H19	○		
98	座椅子	オリバー	16	H19	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
99	ミラー	オリバー	4	H19	○		
100	ラウンジチェアー300シリーズ	コクヨ	9	H19	○		
101	単柱テーブル	コクヨ	3	H19	○		
102	パンフレットスタンド	コクヨ	1	H19	○		
103	クロスパネル(P i n)	コクヨ	1	H19	○		
104	全自動洗濯機	日立	3	H19	○		
105	衣類乾燥機	日立	3	H19	○		
106	スタンド	日立	3	H19	○		
107	案内板	ライオン	8	H19	○		
108	コートハンガー	コクヨ	8	H19	○		
109	クリーンロッカー	コクヨ	6	H19	○		
110	タオル掛け(6枚)	テラモト	18	H19	○		
111	樹脂製手押車	コクヨ	2	H19	○		
112	リサイクルボックス(寝具用カート)	コクヨ	2	H19	○		
113	リサイクルボックス	コクヨ	3	H19	○		
114	屑入(ステンタールボックス)	テラモト	10	H19	○		
115	クズ入れ(ふた付きタイプ)	コクヨ	3	H19	○		
116	会議用椅子	ライオン	10	H19	○		
117	屑入 DM-220	テラモト	3	H19	○		
118	スモーキングスタンド	テラモト	4	H19	○		1つさくら荘へ
119	掃除用具セット	コクヨ	6	H19		○	
120	エコ分別トラッシュペール45(本体)	テラモト	12	H19	○		
121	エコ分別トラッシュペール45(蓋)	テラモト	12	H19	○		
122	ハンガー	ライオン	160	H19		○	
123	シャン315エコ(ダストボックス)	テラモト	2	H19		○	
124	シャン90エコ	テラモト	3	H19		○	
125	ダクトボックス(本体)	テラモト	3	H19	○		
126	ダクトボックス(蓋)	テラモト	3	H19	○		
127	吸殻収集缶(中カゴ無し)	テラモト	2	H19	○		
128	座布団	オリバー	90	H19		○	
129	HKダストボックス丸(中)	テラモト	18	H19	○		
130	テーブルライト(ナイトテーブル用)	東芝	10	H19	○		
131	デスクスタンド(パイオライト)	ウチダ	12	H19	○		
132	電波掛時計	カシオ	15	H19	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
133	電気ポット	象印	7	H19		○	
134	DVDプレーヤー	パイオニア	2	H19	○		
135	掃除機(サイクロン式・コードレス)	エレクトロラックス	1	H19	○		
136	業務用掃除機	松下電器	2	H19	○		
137	オブリークアーバンC	テラモト	1	H19	○		
138	シューズボックス(オープンタイプ)	プラス	2	H19	○		
139	スクールロッカー(12人用)	コクヨ	4	H19	○		
140	ダクトボックス (小)		3	H19	○		
141	ジェットミニタオルミニ	三菱	6	H19	○		
142	ポータブルアンプ	TOA	1	H19	○		
143	スピーチ用マイクロホン	TOA	1	H19	○		
144	ワイヤレスマイクロホン	TOA	1	H19	○		
145	卓上型マイクロフォンスタンド	TOA	2	H19	○		
146	ブーム付きマイクロフォンスタンド	TOA	1	H19	○		
147	床上型マイクロフォンスタンド	TOA	2	H19	○		
148	マイクロホンホルダー	TOA	5	H19	○		
149	クリーンロッカー		1	H19	○		
150	ポールバー整理台		2	H19	○		
151	ステージ幕		1	H19	○		
152	救助袋		1	H19	○		
153	体育館放送アンプ		1	H19	○		
154	コードレス電話		1	H19		○	
155	バレーボール支柱		4	H19	○		
156	日立プラズマテレビ		1	H19	○		
157	バドミントン支柱		4	H19	○		
158	卓球台		2	H19	○		
159	審判台		2	H19	○		
160	除雪機	HONDA	1	H19	○		
161	両開き保管庫		3	H19	○		
162	公衆電話		2	H19	○		
163	キャビネット		4	H19	○		
164	物品棚		9	H19	○		
165	引違い保管庫		3	H19	○		
166	引違いガラス保管庫		1	H19	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
167	長いす		5	H19	○		
168	東芝冷蔵庫		2	H19	○		
169	プリンター複合機	RICOH	1		○		H24リース終了
170	得点ボード		2	H19	○		
171	電気ドラム		2	H19		○	
172	AED一式		1	H20	○		
173	石油ストーブ		1	H27	○		
174	発電機		1	H27	○		
175	LED灯光器		1	H27	○		
176	消火器		18		○		
177	脚立 (大)		2		○		
178	脚立 (小)		1		○		
179	I Hコンロ		1		○		
180	テニス支柱		1		○		
181	はしご		1		○		
182	ホワイトボード		1		○		
183	バレーボール支柱		1		○		
184	有線マイクロホン		1		○		
185	石油ファンヒーター	ダイニチ FW-72DX 2	1	H29	○		さくら荘
186	キャビネット		1			○	さくら荘
187	消火器		3	H25	○		さくら荘
188	脚立 (折りたたみ式)		1			○	さくら荘
189	券売機		1		○		さくら荘

*備品等 (Ⅱ種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	消火器 (屋外用)		1	H27	○		

(施設2) 大仙市営八乙女球場 備品一覧

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	乗用草刈機械	クボタ	1	H25	○		H25年度更新
2	乗用グラウンド整地機械		1		○		
3	担架		1		○		
4	吸水スポンジ		40			○	
5	手押し運搬車		8		○		
6	アルミブリッジ		2		○		
7	アルミリヤカー		1		○		
8	ラインカー (4輪)		2		○		
9	ラインカー (2輪)		2		○		
10	タコ		1		○		
11	トスゲージ		2		○		
12	バットケース		2		○		
13	ピッチャープレート		2		○		2段式 (1個設置)
14	ピッチャープレート		4		○		ブルペン用
15	ピッチャープレート		1		○		少年用
16	ホームベース		2		○		1個設置
17	ホームベース		4		○		ブルペン用
18	ホームベース		1		○		少年用
19	塁ベース		2組		○		
20	塁ベース		1組		○		少年用
21	コートブラシ		7			○	
22	検尺ロープ		2		○		
23	グラウンドレーキ 大		34		○		
24	グラウンドレーキ 中		25		○		
25	グラウンドレーキ 小		15		○		
26	グラウンドレーキ スチール		8		○		
27	鍬		4			○	
28	シャベル		10			○	
29	巻尺 (100m)		1			○	
30	折りたたみテーブル		4		○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
31	会議用テーブル		2		○		
32	折りたたみ椅子		20		○		
33	会議用椅子		8		○		
34	本部席・審判席・選手控え室用椅子		60		○		
35	簡易ベッド		1		○		
36	救急箱		1		○		
37	事務机		1		○		
38	事務机用椅子		1		○		
39	テレビ		1		○		
40	電話機(FAX付き)		1			○	
41	ポータブルアンプ		1		○		
42	マイクロフォン		1		○		
43	ワイヤレスマイク		1		○		
44	卓上マイクロホン		1		○		
45	床上マイクロホン		1		○		
46	ガスコンロ		1		○		
47	食器棚		1		○		
48	電気ポット		1		○		
49	冷蔵庫		1		○		
50	防球ネット(10m)		16		○		
51	防球ネット用スタンド		80		○		
52	オーガ		1		○		
53	ガソリン携行缶		2			○	
54	草刈機		1		○		
55	両開き保管庫		1		○		
56	消火器		9		○		
57	製氷機		1		○		

*備品等(Ⅱ種)※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設3) 八乙女運動公園テニスコート 備品一覧

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	屋外ベンチ		17		○		
2	折りたたみ椅子		11		○		
3	簡易テント		1		○		
4	テニスネット一式		6		○		
5	テニスコートブラシ		12			○	
6	審判台		6	H26~28	○		
7	屋外用放送設備		1		○		
8	両開き保管庫		1		○		

*備品等 (II種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

【資料】

大仙市八乙女交流センター施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
利用件数（件）		803	974	900	
利用者数（人）		20,587	15,045	20,000	
利用料 収入等	利用料金収入（円）	3,794,981	4,430,736	5,200,000	入湯税を含む料金
	その他の収入（円）	3,941,796	4,494,519	4,768,518	H29年度 食事代 3,347,616円 宿泊浴衣・タオル等レンタル代 594,180円 *自主事業
	自動販売機収入（円）	104,172	106,311	148,148	
	自動販売機電気料（円）	104,631	100,702	111,111	
収入合計（円）		7,945,580	9,132,268	10,397,777	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	8,350,208	9,456,782	9,600,000	球場、テニスコートも含む
	社会保険料 (非課税項目)	766,879	946,094	925,000	球場、テニスコートも含む
需用費	指定管理施設の 電気料	2,363,423	2,653,893	2,650,926	
	自動販売機電気料	104,631	100,702	111,111	
	上下水道料	345,244	381,552	370,370	
	燃料費	1,156,456	1,341,316	1,388,889	
	修繕料	212,450	376,890	277,778	球場、テニスコートも含む
	消耗品費	259,791	224,082	277,778	球場、テニスコートも含む
役務費	電話料	280,544	287,732	277,778	
	郵便料	14,233	10,569	18,518	
	テレビ受信料	75,635	75,635	75,926	
	保険料 (非課税項目)	166,258	64,088	170,000	
委託料		1,658,368	1,610,368	1,666,667	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		654,401	646,873	648,148	
自主事業費		3,911,393	4,307,269	2,777,778	

その他経費	394,744	384,422	416,667	
入湯税（非課税項目）	146,700	169,800	170,000	
消費税 （非課税項目）	913,304	992,104	876,666	
計	21,774,662	24,030,171	22,700,000	

【資料】

大仙市営八乙女球場施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
利用件数（件）		67	60	75	
利用者数（人）		6,300	6,228	7,000	
利用料 収入等	利用料金収入（円）	258,352	180,000	231,481	
	自動販売機収入（円）	103,215	98,504	111,111	
	自動販売機電気料（円）	23,839	23,488	27,778	
	その他	0	0	0	
収入合計（円）		385,406	301,992	370,370	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	交流センターに計上
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	交流センターに計上
需用費	指定管理施設の 電気料	1,716,244	1,420,076	1,851,852	
	自動販売機電気料	23,839	23,488	27,778	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	36,422	25,870	55,556	
	修繕料	0	0	0	交流センターに計上
	消耗品費	0	0	0	交流センターに計上
役務費	電話料	30,648	30,734	46,296	
	郵便料	0	0	0	交流センターに計上
	保険料 (非課税項目)	0	0	0	
委託料		770,271	770,790	787,037	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	55,556	交流センターに計上
消費税 (非課税項目)		206,194	181,117	225,925	
計		2,783,618	2,452,075	3,050,000	

【資料】

大仙市八乙女運動公園テニスコート施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
利用件数（件）		176	203	200	
利用者数（人）		6,451	6,858	7,000	
利用料 収入等	利用料金収入（円）	186,318	203,894	231,481	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	0	0	0	
	自動販売機電気料（円）	0	0	0	
収入合計（円）		186,318	203,894	231,481	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	交流センターに計上
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	交流センターに計上
需用費	指定管理施設の 電気料	0	0	0	
	自動販売機電気料	0	0	0	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	0	0	0	交流センターに計上
	修繕料	0	0	0	交流センターに計上
	消耗品費	0	0	0	交流センターに計上
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	0	0	0	
委託料		0	0	0	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	18,000	92,593	
消費税 (非課税項目)		0	1,440	7,407	
計		0	19,440	100,000	

【資料】

大仙市八乙女温泉さくら荘施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
利用件数（件）		34,759	33,748	32,000	
利用者数（人）		34,759	33,748	32,000	
利用料 収入等	利用料金収入（円）	4,901,095	4,566,231	4,047,706	
	その他の収入（円）	1,758,598	1,941,472	1,651,376	回数券、タオル
	自動販売機収入（円）	126,182	116,122	91,743	
	自動販売機電気料（円）	142,250	128,144	110,092	
収入合計（円）		6,928,125	6,751,969	5,900,917	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	3,568,991	3,682,233	3,800,000	
	社会保険料 (非課税項目)	270,171	279,178	290,000	
需用費	指定管理施設の 電気料	1,114,781	1,128,887	1,192,660	
	自動販売機電気料	142,250	128,144	110,091	
	上下水道料	1,160,337	1,156,476	1,192,660	
	燃料費	3,400,275	3,961,246	3,944,954	
	修繕料	505,970	236,644	458,715	
	消耗品費	245,956	266,178	325,688	
役務費	電話料	77,153	73,285	77,981	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	27,190	36,736	30,000	
委託料		1,159,441	1,158,441	1,192,660	
使用料及び賃借料		64,712	62,244	91,743	
備品購入費		6,823	9,115	18,348	
入湯税 (非課税項目)		1,685,500	1,641,700	1,600,000	
消費税 (非課税項目)		630,216	666,333	738,526	
計		14,059,766	14,486,840	15,064,026	

◎基準費用額

(施設1) 大仙市八乙女交流センター (令和2年度以降)

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
利用料収入等 (税抜き)	利用料金収入	12,237,000	合計 4,166,000+8,070,400=12,236,400円 ◎交流センター 4,166,000円 研修室126,000円 宿泊3,800,000円 体育館240,000円 ●日帰り温泉 8,070,400円 施設利用料金 大人@300円×25,000人=7,500,000円 @150円(半額券)×700人=105,000円 無料券×800人 小人@150円×200人=30,000円 休憩利用@260×1,000人=260,000円 施設利用料金計 7,895,000円 +入浴料金補てん 175,400円
	その他収入	0	
	自動販売機収入	104,000	◎交流センター @130,000×20%×4台
	自動販売機電気料	108,000	◎交流センター @2,250円×4台×12ヶ月
	小計	12,449,000	①

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	人件費	11,332,000	
	賃金	10,153,000	合計 6,667,920+3,485,170=10,153,090円 ◎交流センター合計 6,667,920円 ○平日(8時~17時)常勤 @830円×8h×20日×12ヶ月×2人=3,187,200円 ○日直(8時~17時)*祝祭日 @830円×8h×126日×1人=836,640円 ○夜間(17時~22時) @830円×5h×20日×12ヶ月×1人=996,000円 ○宿直(22時~8時)*実労働5h @830円×5h×8日×12ヶ月×1人=398,400円 ○館内清掃 @820円×4h×24日×12ヶ月×1人=944,640円 ○客室清掃 @820円×2h×8日×12ヶ月×1人=157,440円 ○一般作業 @820円×3h×5日×12ヶ月×1人=147,600円 ●日帰り温泉 3,485,170円 (営業日数307日) 通常営業 7:30~20:30 @830円×13h×203日=2,190,370円 浴室清掃日 7:00~22:00 @830円×15h×104日=1,294,800円 (上記時間を3人でローテーション勤務)

年間維持 管理費用 (税抜き)	社会保険料	1,179,000	<p>合計 577,930+601,183=1,179,113円</p> <p>I 常勤職員分 (八乙女交流センター) . . . 503,124円</p> <p>○健康保険料 (標準月額 134,000円)</p> <p>(a) 134,000円×0.1013×0.5=6,787円 (介護保険なし) 6,787円×12ヶ月=81,444円 (介護保険なし)</p> <p>(b) 134,000円×0.117×0.5=7,839円 (介護保険あり) 7,839円×12ヶ月=94,068円 (介護保険あり) ・81,444円 (介護保険なし) +94,068円 (介護保険あり) = 175,512円</p> <p>○厚生年金 (標準月額 134,000円) 134,000円×0.183×0.5=12,261円 12,261円×(12ヶ月+12ヶ月)=294,264円</p> <p>○子ども子育て拠出金 (標準月額 118,000円) 134,000円×0.0029×12ヶ月=4,663円</p> <p>○労災保険料 132,800円×0.003×(12ヶ月+12ヶ月)=9,562円</p> <p>○雇用保険料 132,800円×0.006×(12ヶ月+12ヶ月)=19,123円</p> <p>II 日直 . . . 8,366円</p> <p>○労災保険料 69,720円×0.003×12ヶ月=2,510円</p> <p>○雇用保険料 69,720円×0.007×12ヶ月=5,856円</p> <p>III 夜間 . . . 9,960円</p> <p>○労災保険料 83,000円×0.003×12ヶ月=2,988円</p> <p>○雇用保険料 83,000円×0.007×12ヶ月=6,972円</p> <p>IV 宿直 . . . 3,984円</p> <p>○労災保険料 33,200円×0.003×12ヶ月=1,195円</p> <p>○雇用保険料 33,200円×0.007×12ヶ月=2,789円</p> <p>V 館内清掃 . . . 9,446円</p> <p>○労災保険料 78,720円×0.003×12ヶ月=2,834円</p> <p>○雇用保険料 78,720円×0.007×12ヶ月=6,612円</p> <p>VI 客室清掃 . . . 1,574円</p> <p>○労災保険料 13,120円×0.003×12ヶ月=472円</p> <p>○雇用保険料 13,120円×0.007×12ヶ月=1,102円</p> <p>VII 一般作業 . . . 1,476円</p> <p>○労災保険料 12,300円×0.003×12ヶ月=443円</p> <p>○雇用保険料 12,300円×0.007×12ヶ月=1,033円</p> <p>VIII 健康診断料 . . . 40,000円 @10,000円×4名</p> <p>●日帰り温泉 . . . 601,183円 (標準月額報酬: 98,000円)</p> <p>○健康保険料 98,000円×0.1013×0.5=4,964円 4,964円×12ヶ月×3人=178,704円</p> <p>○介護保険料 98,000円×0.0157×0.5=769円 769円×12ヶ月×3人=27,643円</p> <p>○厚生年金保険料 98,000円×0.183×0.5=8,967円 8,967円×12ヶ月×3人=322,812円</p> <p>○子ども子育て拠出金 98,000円×0.0029×12ヶ月×3人=10,231円</p> <p>○労災保険料、雇用保険料 労災保険率0.003 (その他各種事業) . . . ① 雇用保険率0.006 (一般の事業) . . . ② ①+②=0.009 98,000円×0.009×12ヶ月×3人=31,752円</p> <p>○健康診断料 . . . 30,000円 @10,000円×3名</p>

需用費	15,509,000	
指定管理施設の電気料	4,235,000	◎交流センター @217,000円×12ヶ月=2,604,000円 2,604,000円×1.35=3,515,400円 ●さくら荘 源泉制御盤 60,000円×12ヶ月=720,000円 合計 3,515,400円+720,000円=4,235,400円
自動販売機電気料	108,000	◎交流センター @2,250円×4台×12ヶ月
上下水道料	2,098,000	◎交流センター ○上水道（口径50mm、月平均60m ³ ） 22,864円+（134.5円×60m ³ ）=30,934円 @30,934円×12ヶ月=371,208円 ●日帰り温泉 ○上水道（口径50mm、月平均900m ³ ） 22,864円+（134.5円×900m ³ ）=143,914円 @143,914円×12ヶ月=1,726,968円
燃料費	8,102,000	合計 1,298,844円+6,804,000円=8,102,844円 ◎交流センター 19,008円+1,279,836円=1,298,844円 ○ガソリン（除雪機等）@158.4円×120ℓ=19,008円 ○ガス（GHP空調機等） 〈メータA 月平均使用料 14.1m ³ 〉 540円+（@496円×14.1m ³ ）=7,533円 7,533円×12ヶ月=90,396円 〈メータB 月平均使用料 280m ³ 〉 @354円×280m ³ =99,120円 99,120円×12ヶ月=1,189,440円 90,396円+1,189,440円=1,279,836円 ●日帰り温泉 6,804,000円 ○灯油（ボイラー等）月平均6,000ℓ @94.5円×1,000ℓ×6回×12ヶ月=6,804,000円
修繕料	540,000	小破修繕 ◎交流センター40,000円 ●日帰り温泉 500,000円
消耗品費	426,000	◎交流センター 170,000円 事務用品、トイレットペーパー 等 ●日帰り温泉 256,000円 清掃衛生用品、石鹼、消毒薬、塩素用試薬品300回分、 券売機ロール紙、フィルター
役務費	372,000	
電話料	360,000	◎交流センター @30,000円×12ヶ月=360,000円
郵便料	12,000	◎交流センター @120円×100枚
委託料	1,862,000	◎交流センター 1,813,463円 ○浴槽水・貯水槽水質検査 78,241円 ○自家用電気工作物保安 138,889円 ○夜間警備保障 324,074円 ○消防設備保守点検 96,296円 ○防火対象物定期点検 27,778円 ○廃棄物収集運搬業務・浄化槽維持管理 312,037円 ○自動ドア保守点検 110,000円 ○煤煙測定・エアコン保守点検 262,037円 ○地下貯油槽漏洩検査 58,333円 ○浴槽循環濾過機保守点検 60,185円 ○真空式温水器保守点検 75,000円 ○エレベーター保守点検 180,093円 ○樹木剪定（造園業務）90,500円 ●日帰り温泉 49,500円 ○券売機保守点検 29,500円 ○温泉制御盤保守点検 20,000円

	その他管理費	583,000	
	備品購入費	30,000	10,000円×電気ポット3個（毎年購入）
	その他経費	553,000	◎交流センター553,600円 販促費 60,000円、共同アンテナ負担金 3,600円 リネン・寝具 220,000円 テレビ受信料 100,000円 複写機保守点検 170,000円
	入湯税	172,000	◎交流センター @150円×1,150人=172,500円
	小計	29,830,000	
差引額②－①		17,381,000	③
消費税（③×10%）		1,738,100	④
平成32年度以降の基準費用額		19,119,100	③＋④

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(施設2) 大仙市八乙女球場 (令和2年度以降)

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
利用料金収入等 (税抜き)	利用料金収入	200,000	@25,000円×8ヶ月
	その他の収入	0	
	自動販売機収入	95,000	@売上 158,000円×20%×3台
	自動販売機電気料	24,000	@1,000円×3台×8ヶ月 (施設全体-自動販売機)
	小計	319,000	①
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	1,245,000	(テニスコートも含む)
	賃金	1,062,000	@830円×8h×20日×8ヶ月×1人=1,062,400円
	社会保険料	183,000	I 常勤職員分・・・ 183,470円 ○健康保険料 (標準月額 134,000円) 134,000円×0.117×0.5=7,839円 (介護保険あり) 7,839円×8ヶ月×1人= 62,712円 (介護保険あり) ○厚生年金 (標準月額 134,000円) 134,000円×0.183×0.5=12,261円 12,261円×8ヶ月×1人= 98,088円 ○子ども子育て拠出金 (標準月額 118,000円) 134,000円×0.0029×8ヶ月×1人= 3,109円 ○労災保険料 132,800円×0.003×8ヶ月×1人= 3,187円 ○雇用保険料 132,800円×0.006×8ヶ月×1人= 6,374円 ○健康診断料・・・ 10,000円 10,000×1人=10,000円
	需用費	2,240,000	
	指定管理施設の電気料	2,045,000	@170,417円×12ヶ月
	自動販売機電気料	24,000	@1,000円×3台×8ヶ月
	上下水道料	0	交流センターに契約が一体化しているため交流センターに計上
	燃料費	31,000	ガソリン @156円×200ℓ
	修繕料	50,000	小破修繕
	消耗品費	90,000	ライン引き (石灰)、砂・土 90,000円
	役務費	36,000	
	電話料	36,000	@3,000円×12ヶ月
	郵便料	0	
	保険料	0	
	委託料	778,000	○自家用電気工作物保安 115,800円 ○消防設備保守点検 42,200円 ○防火対象物定期点検 24,000円 ○浄化槽保守点検 137,500円 ○浄化槽法定検査 7,000円 ○スコアボード設備保守管理 398,000円 ○給水ポンプ保守点検 54,000円 ◎合計 778,500円
	その他管理費	0	
	使用料及び賃借料	0	
	備品購入費	0	
	その他経費	0	

小計	4,299,000	②
差引額②－①	3,980,000	③
消費税（③×10%）	398,000	④
平成32年度以降の基準費用額	4,378,000	③＋④

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(施設3) 大仙市八乙女運動公園テニスコート (令和2年度以降)

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
利用料収入等 (税抜き)	利用料金収入	220,000	@27,500円×8ヶ月
	その他の収入	0	
	自動販売機収入	0	
	自動販売機電気料	0	
	小計	220,000	①
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	
	賃金	0	八乙女球場と兼務しており八乙女球場に計上
	社会保険料	0	八乙女球場と兼務しており八乙女球場に計上
	需用費	110,000	
	指定管理施設の電気料	0	八乙女球場と契約が一体化しており八乙女球場に計上
	自動販売機電気料	0	
	上下水道料	0	交流センターに契約が一体化しているため交流センターに計上
	燃料費	0	
	修繕料	50,000	小破修繕
	消耗品費	60,000	コート整備用ブラシ4本×15,000円
	役務費	0	
	電話料	0	
	郵便料	0	
	保険料	0	
	委託料	0	
	その他管理費	0	
	使用料及び賃借料	0	
	備品購入費	0	
	その他経費	0	
	小計	110,000	②
	差引額②-①		-110,000
消費税 (③×10%)		-11,000	④
平成32年度以降の基準費用額		-121,000	③+④

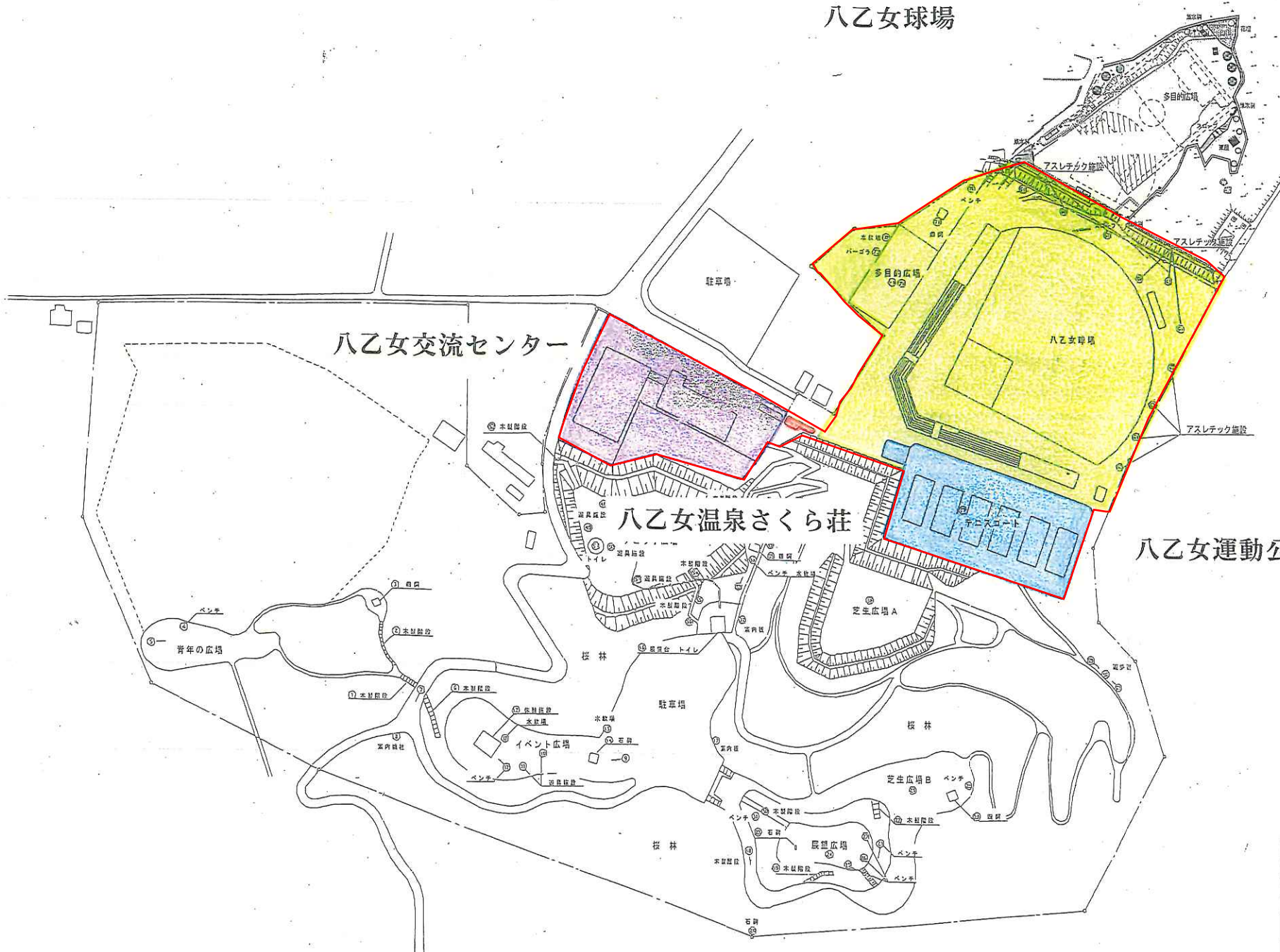
注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

八乙女球場

八乙女交流センター

八乙女温泉さくら荘

八乙女運動公園テニスコート



平成	年度	工事	
計画名	山形県八乙女多目的広場		
場所名	山形県東磐前郡八乙女町		
工事名			
平面図	縮尺	1:1000	
製図	設計	監理	
中仙町			